



発行 東京都

目次

告示

- 行政書士法による行政処分……………（総務局行政部振興企画課）…一
- 市街地再開発組合の定款の変更認可……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…一
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………（同）…一
- 開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…二
- 大規模小売店舗立地法に基づき変更の届出（二件）……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…二

告示

●東京都告示第千九百九十八号  
行政書士法（昭和二十六年法律第四号。以下「法」という。）第十四条の規定による行政処分について、法第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

令和二年九月二十五日

東京都知事 小池百合子

一 被処分者

(一) 氏名

佐藤 啓子

(二) 事務所の名称

行政書士法人佐藤国際法律事務所

(三) 事務所の所在地

新宿区高田馬場一丁目三十二番十四号 UKビル九階

(四) 所属

東京都行政書士会

(五) 登録番号

第〇〇八九一三二号

二 処分年月日 令和二年九月十六日

三 処分の内容 六月間の業務の停止（令和二年九月二十日）から令和三年三月二十四日まで

四 適用条文 法第十条

●東京都告示第千九百九十九号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき渋谷二丁目17地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年九月二十五日

東京都知事 小池百合子

一 組合の名称

渋谷二丁目17地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和元年八月二十八日から令和八年三月三十一日まで

三 施行地区

渋谷区渋谷二丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

渋谷区渋谷二丁目十七番三号

令和元年八月二十八日

五 変更の内容

事務所の所在地を渋谷区渋谷一丁目十二番一号に変更する。

六 定款の変更の認可の年月日

令和二年九月二十五日

●東京都告示第千二百号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき虎ノ門・麻布台地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年九月二十五日

東京都知事 小池百合子

一 組合の名称

虎ノ門・麻布台地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成三十年三月二十七日から令和五年九月三十日まで

三 施行地区

港区虎ノ門五丁目、麻布台一丁目及び六本木三丁目各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

港区麻布台一丁目七番三号  
 平成三十年三月二十七日  
 五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日  
 令和二年九月二十五日

公 告

開発行為に関する工事の完了について  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一  
 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、  
 完了した。

令和二年九月二十五日  
 東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に  
 含まれる地域の名称  
 住所及び氏名  
 東大和市桜が丘四丁目二百九 東大和市芋窪二丁目千九百  
 十八番一及び三百三番七の各 三十九番地  
 一部  
 日野市東豊田四丁目十八番一 武蔵野市境二丁目二番二号  
 及び同番二 株式会社飯田産業  
 代表取締役 千葉雄二郎

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に  
 ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下  
 「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店  
 舗の変更について届出があったので、同条第三項において  
 準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、  
 その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう  
 とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体  
 にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に  
 あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を  
 添えて、令和二年九月二十五日から四月以内に東京都産業  
 労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一  
 号)に到着するように提出してください。

令和二年九月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 SOCOLA武蔵小金井クロス
- 二 店舗所在地 小金井市本町六丁目二番三十号
- 三 設置者名 武蔵小金井駅南口第2地区市街地  
再開発組合
- 四 設置者住所 小金井市本町六丁目九番三十五号
- 五 変更前の店舗名 武蔵小金井駅南口第2地区第一種  
市街地再開発事業
- 六 変更後の店舗名 SOCOLA武蔵小金井クロス
- 七 変更前の店舗所在 小金井市本町六丁目千九百十番ほ  
か
- 八 変更後の店舗所在 小金井市本町六丁目二番三十号  
地
- 九 変更前の小売業者 未定  
の氏名又は名称
- 十 変更後の小売業者 株式会社トラメデイコほか十八名  
の氏名又は名称
- 十一 変更日 令和二年六月三十日ほか
- 十二 届出日 令和二年八月十九日
- 十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業  
振興課(新宿区西新宿二丁目八番  
一号)

十四 縦覧期間 令和二年九月二十五日から令和三  
 年一月二十五日まで。ただし、東  
 京都の休日に関する条例(平成元  
 年東京都条例第十号)に定める休  
 日を除く。

十五 縦覧時間  
 午前九時三十分から午後四時三十  
 分まで。ただし、正午から午後一  
 時までを除く。

- 一 店舗名 アルカキット錦糸町
- 二 店舗所在地 墨田区錦糸二丁目二番一号
- 三 設置者名 日本生命保険相互会社ほか一名
- 四 設置者住所 大阪府大阪市中央区今橋三丁目五  
番十二号ほか
- 五 変更を行った設置 日本生命保険相互会社  
者名
- 六 変更前の設置者の 筒井 義信  
代表者名
- 七 変更後の設置者の 中村 克  
代表者名
- 八 変更前の小売業者 株式会社ライフコーポレーシオン  
の氏名又は名称 ほか四十八名
- 九 変更後の小売業者 株式会社ライフコーポレーシオン  
の氏名又は名称 ほか四十八名
- 十 変更を行った小売 株式会社サンドラッグほか十五名  
業者の氏名又は名 称
- 十一 変更前の小売業 大阪府大阪市中央区心斎橋筋二丁  
者の住所 目二番二十一号(株式会社玉屋)  
ほか
- 十二 変更後の小売業 大阪府大阪市中央区難波一丁目八  
者の住所 番一号(株式会社玉屋)ほか
- 十三 変更前の小売業 赤尾 主哉(株式会社サンドラッ  
者の代表者名 グ)ほか



発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

